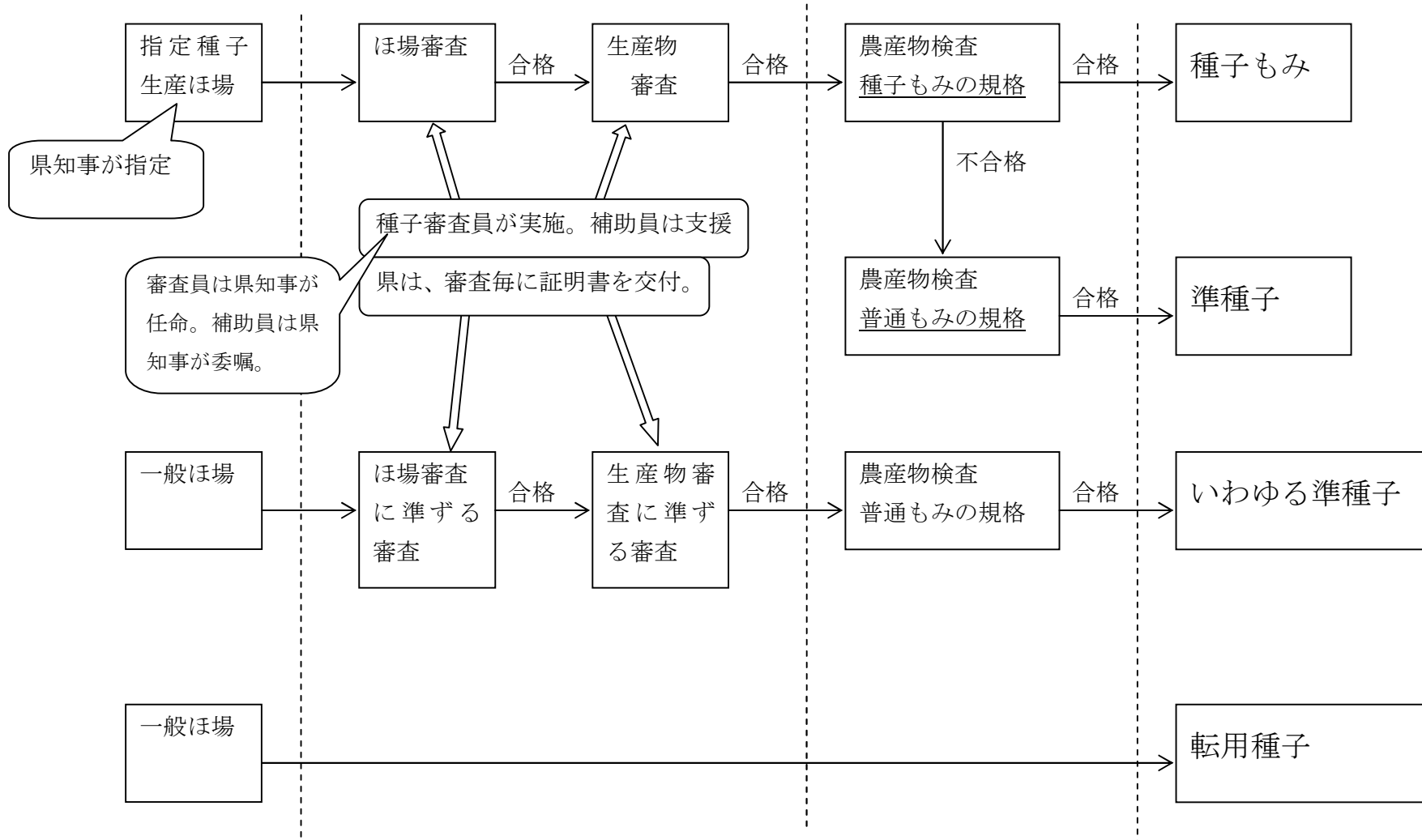


# 主要農作物種子審査マニュアル

岐 阜 県

種子・準種子を確保するまで。



## 平成23年度地域別種子審査員数内訳

地域	種子審査員(人)
岐阜地域	6
西濃地域	6
揖斐地域	9
中濃地域	10
恵那地域	13
飛騨地域	10
農業経営課・農産園芸課	10
農業技術センター	4
中山間農業研究所	5

## 平成23年度種子審査担当者

	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度
種子審査員(人)	73	69	59	59	61
種子審査補助員(人)	35	30	21	22	18
合計	108	99	80	81	79

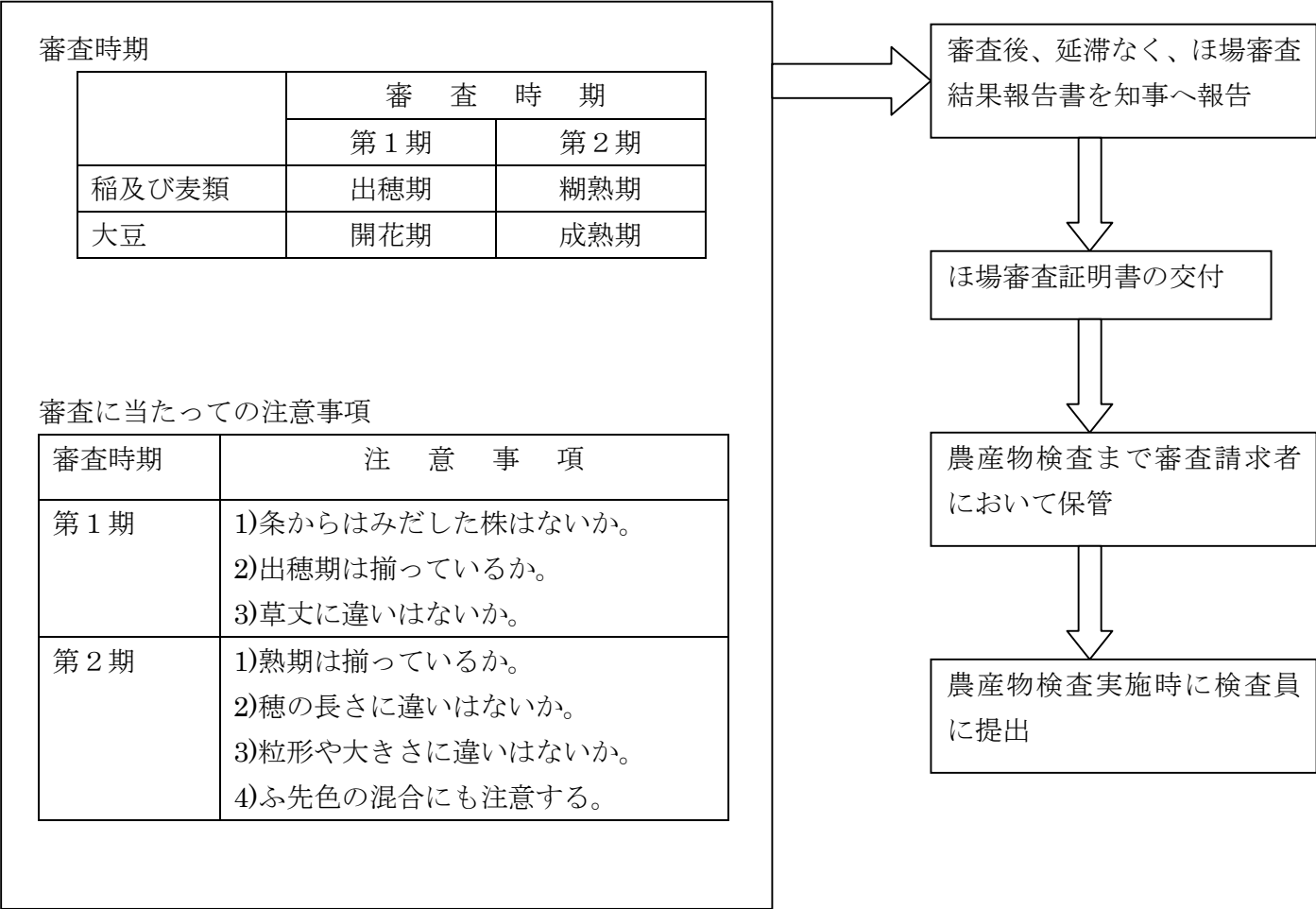
注) 補助員の委嘱は審査業務の公平性を図ることが目的。

## 種子審査員と種子審査補助員の役割について

	種子審査員	種子審査補助員
任命及び委嘱者	県農林事務所 試験場、県行政	種場農業協同組合 全農岐阜 種子担当者 県米麦改良協会
業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場審査(出穂期・糊熟期)</li> <li>・生産物審査(発芽試験等)</li> </ul> 補助員に審査をしてもらう場合は審査の最終確認を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査のための調査、勧告、助言及び指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種子生産者との審査に関する事項の連絡調整</li> <li>・ほ場審査(出穂期・糊熟期)の補助</li> <li>・生産物審査(発芽試験)の補助</li> <li>・審査のための調査、勧告、助言及び指導</li> </ul>
根拠	主要農産物種子制度運用基本要綱第6条 主要農産物種子制度の運用について第5条 岐阜県主要農作物種子審査規則第3条	主要農産物種子制度運用基本要綱第6条 主要農産物種子制度の運用について第5条 岐阜県主要農作物種子審査規則第3条

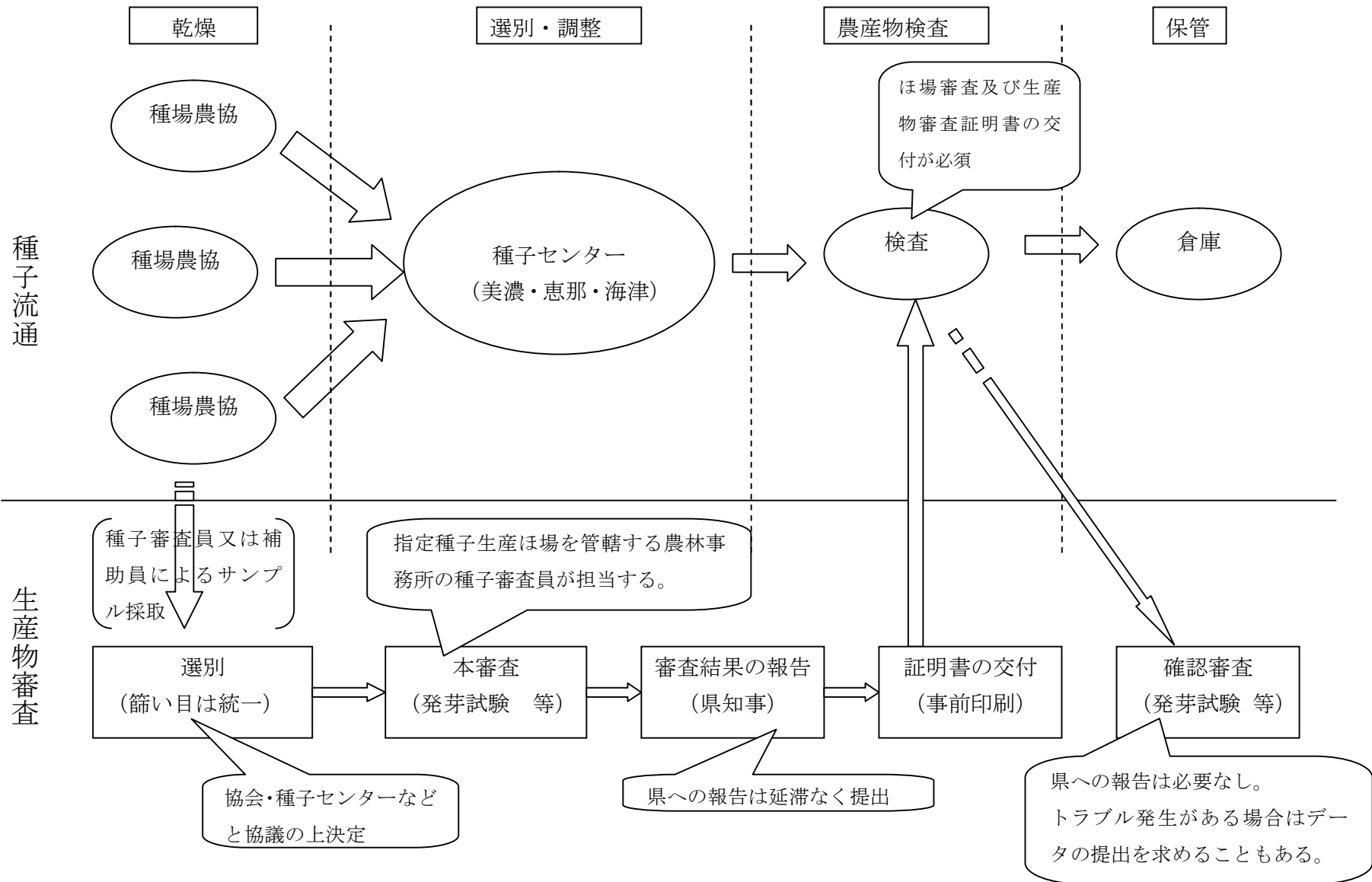
### 採種ほ場審査実施方法について

指定採種ほ・指定原種ほについて実施する。



## 生産物審査実施方法について

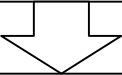
指定採種ほ・指定原種ほで生産された種子について実施する。



# 生産物審査における発芽試験について

① サンプル採取及び準備

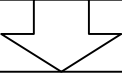
- ・ 本審査：種子生産者1人に対し、検体数1つ。
- ・ 確認審査：検査日に対し、検体数1つ。
- ・ 検体の採取方法・審査試料作成は別添参照。



② 休眠打破

(稲)  
籾を通風乾燥器を用いて50℃7日処理

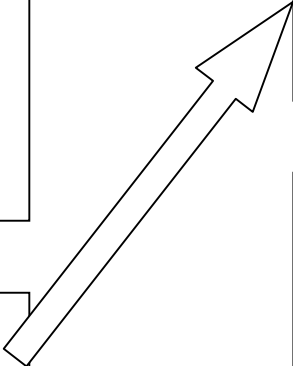
(麦類)  
通風乾燥器を用いて30～50℃で7日処理



③ 試料の準備

- ・ 種子100粒/シャーレ(9cmシャーレ)
- ・ 2枚重ねたろ紙(No.2 φ85mm)を敷く
- ・ 蒸留水8mlを加える。

反復は2反復以上。  
種子50粒/シャーレで、反復回数を増やしてもよいが、その場合は加える蒸留水を7mlと減らす。



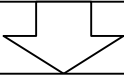
④ 測定条件

恒温機での測定(全暗条件下での測定)

測定日での調査の実施

	設定温度	測定日	
		第1回目	最終日
稲	25℃	5日後	14日後
小麦	20℃	4日後	8日後
大豆	25℃	5日後	8日後

注) 測定日には、休眠打破の期間は含まない。  
最終測定日を過ぎてはならない。  
試験期間中は適宜水分を補給する。  
試験期間中、腐敗した種子は取り除く。



⑤ 発芽率及び発芽勢測定

(発芽評価基準)

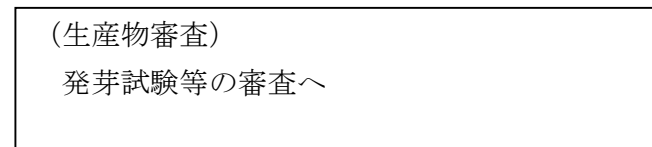
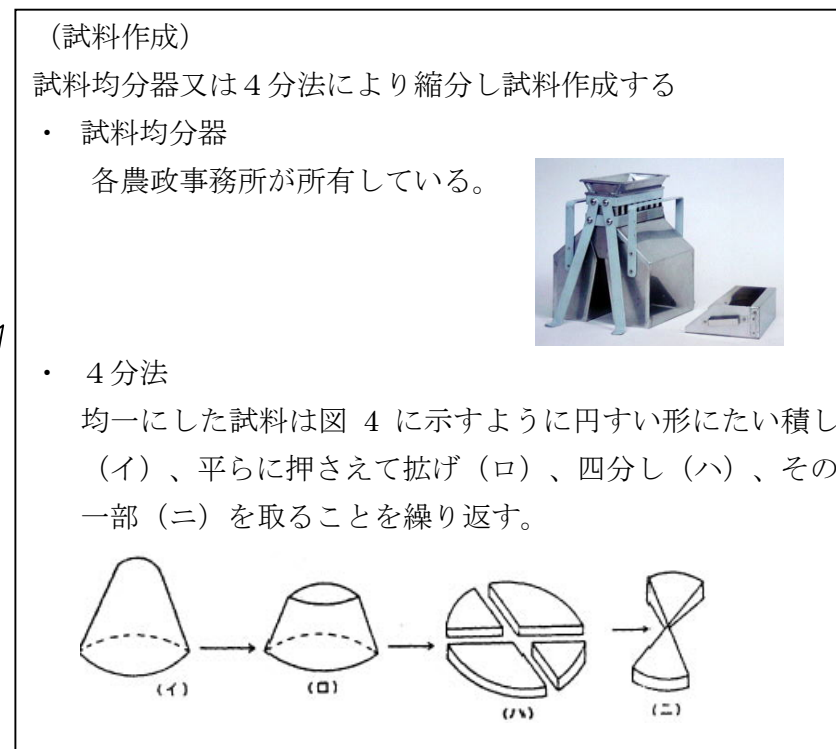
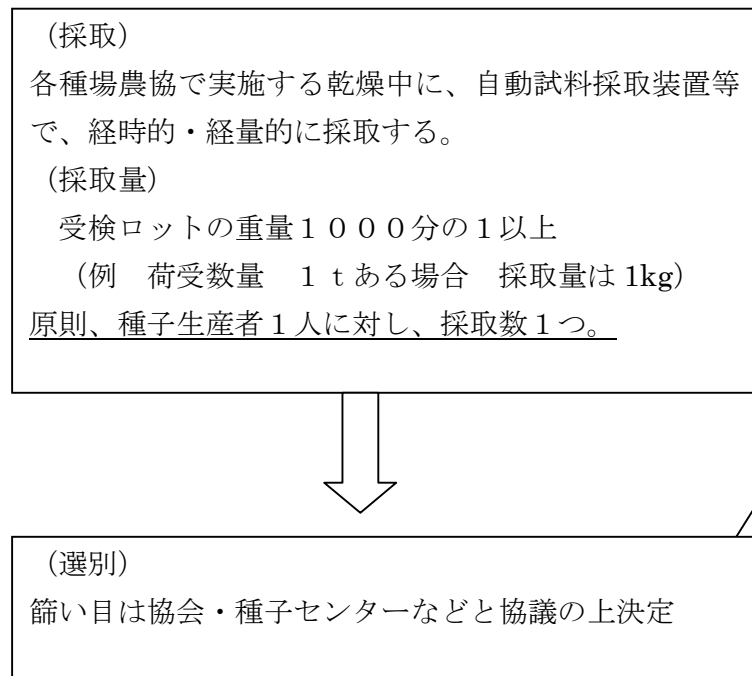
- ・ 正常芽生(無傷の芽、根が生じた物)
- ・ 異常芽生(根、芽のどちらか一方が生じないものや異常であるもの、含む腐敗芽生)
- ・ 不発芽(発芽がみられなかった物)

発芽勢(%) = (正常芽生の粒数 / 播種粒数) × 100  
 ↓  
 1回目測定日の粒数

発芽率(%) = (正常芽生の粒数 / 播種粒数) × 100  
 ↓  
 1回目測定日の粒数 + 最終日の粒数

発芽率(最低限度)  
 稲；90%以上、麦類及び大豆；80%以上

## 審査試料の作成方法



## 新たな小麦種子生産物審査方法（簡易検定法）について

通常的小麦種子審査についての問題点

- ① 休眠打破 7日、発芽試験8日 計15日を要し、結果が農産物検査に間に合わないことも考えられる。
- ② 審査期間が長い為、審査中にカビ粒の発生がある。

発芽試験の早期化が必要

小麦発芽試験については、簡易検定法<sup>1)</sup>が見出されている。

審査法	発芽試験 終了までの 日数	開発者
0.75%過酸化水素溶液連続浸漬法	4日	大分県農業技術センター
低温湿潤処理による休眠打破法	9日	香川県農業試験場

1)各方法については別紙参照。

岐阜県においても、迅速な発芽試験を実施するために、簡易検定法の導入を検討する。

- ①本審査 →簡易検定法での発芽試験
- ②確認審査→慣行法による発芽試験

簡易検定法でも発芽試験結果に問題がなく、迅速な審査が出来ることが再現できたら、審査規則の変更も視野に入れることを検討する。



[別紙]

## 小麦発芽試験における簡易検定方法について

審査方法	0. 75%過酸化水素溶液連続浸漬法		低温湿潤処理による休眠打破法	
		試験日数		試験日数
方法	① ポリ容器に麦種子 100 粒を入れる。	1 日	① シャーレに麦種子 100 粒を入れる。	1 日
	② 0. 75%過酸化水素溶液 100cc 加える。		② 種子が浸かる程度に蒸留水を入れる。	
	③ ビニール袋で密封する。		③ 5℃の全暗条件で 24 時間処理する。	
	④ 5℃で 1 日間置く。(低温処理)	2 日	④ 発芽試験を開始する。	8 日
	⑤ 20℃で 2 日間置く。			
⑥ 発芽率を調査する。	1 日			
		計 4 日		計 9 日
注意点など	<p>1) 幼根が認められるものは、発芽粒として数える。(根の伸長が阻害されるため)</p> <p>2) 休眠の深い品種で試験開始 3 日後の発芽率が低い場合について</p> <p>① 古い過酸化水素溶液を捨て、新たに過酸化水素溶液 50cc を加える。</p> <p>② 加えた後、20℃で 2 日間(試験開始 5 日後)置き、発芽率を調査する。</p> <p>3) 休眠覚醒後の種子(収穫後 1 ヶ月以降)の場合は発芽率が低下を招く恐れがある。</p>		<p>1) 休眠打破処理における短縮方法ある。発芽試験に要する日数は変わらない。</p> <p>2) 休眠覚醒後(収穫 1 ヶ月以降)に試験を行う場合に効果が高い。</p> <p>3) 休眠覚醒前の種子で、かつ休眠の深い麦種については、休眠打破効果は不十分である。</p>	

## 主要農作物種子法に基づく審査の基準及び方法

昭和62年4月1日

岐阜県告示第285号

### 第1 基本事項

- 1 審査の対象となる種子は、原種、原原種及び一般種子とする。
- 2 種子生産用種子の取扱い
  - ① 原原種を生産するために用いる種子は、生産する品種の育成者若しくはその者の所属する機関の直接の管理の下に適正に生産され、当該育成者若しくは当該機関が適正と認める旨の書状が添付された育種家種子又は系統別に保存されている原原種とする。
  - ② 原種を生産するために用いる種子は、原原種とする。
  - ③ 一般種子を生産するために用いる種子は、原種とする。ただし、種子の生産を緊急に行う必要がある場合等知事が特別の事情を認めた場合には原原種を用いることを妨げないものとする。また、災害等により、原種の供給が困難となった場合にも同様の手続により、一般種子を用いることを妨げないものとする。
- 3 審査の単位
  - ① ほ場審査は、農道、畦畔、垣根、周縁作物等で明確に区分されたほ場を1単位とする。
  - ② 生産物審査は、一包装を単位とする。ただし、機械的に十分均質化された荷口を作成することが可能な場合には、抽出審査又はばら審査を行うことにより当該荷口を1単位とすることができる。
- 4 審査の時期及び回数
  - ① ほ場審査は、次の各時期に行うものとする。また、当該時期における審査のみでは適正な審査を実施することが困難な場合には、別の時期にも審査を行うもの

とする。特に、種子伝染性の病害又は虫害の発生する恐れのある場合には最も確認し易い時期に行わなければならない。さらに、審査は、好天日を選び、早朝及び日没を避けなければならない。

	審査時期	
種 類	第一期	第二期
稲及び麦類	出 穂 期	糊 熟 期
大 豆	開 花 期	成 熟 期

注：麦類は、大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。

- ② 生産物審査は、密封する直前に行う。
 

ただし、審査上必要な場合には、収穫後から包装出荷までの期間の必要な時期に更に審査を行うことができる。
- ### 5 種子の調製
- ① 生産物審査に先立つて、種子の調製を行うための施設・設備について、次の項目を確認しなければならない。
    - (1) 調製に当たって混種が起らないような方法が採られていること。
    - (2) 調製中に種子の出所及び由来が常に確認できるようになっていること。
    - (3) 調製作業及び種子の搬入・搬出に関する記録が適正に保存されていること。
    - (4) 調製作業の責任者が確保されていること。
  - ② 異なる荷口同士を混合して新たな荷口を作成する場合には、種子の品種が同一である場合に限るものとする。ただし、同質遺伝子品種の原種又は一般種子を混合する場合を除く。また種子の階級が異なる荷口同士を混合する場合には、混合して作成された荷口は、混合した荷口のうち最も低い階級と同じ階級に属するものとして審査しなければならない。

6 ほ場の隔離

- ① 前作に種子生産が行われる作物と同じ作物が栽培されていた場合には、前作の収穫後1年以上を経過していなければならない。ただし、前作に同一作物の同一品種（同質遺伝子品種を含む。）の種子の生産が行われ、異品種混入の理由により不合格となっていない場合又は収穫後の漏生種子の芽生を除草剤等によりの確に処分している場合にはこの限りでない。
- ② 隣接の同一作物のほ場とは、用排水路、畦畔、垣根、裸地等によつて区分され十分な距離が確保されていないといけない。ただし、出穂若しくは開花期が異なる品種が隣接している場合又は周縁に同一品種が栽培されている場合にはこの限りでない。

第2 ほ場審査

審査項目 種子の種類	変種、異品種 及び異種類の 農作物	雑草	種子伝染 性の病虫 害 注3	その他の病 虫害及び気 象被害	農作物の生育状況
原原種 原種 一般種子	含まないこと	注2	含まない こと。	注4	特に異常な生育 を示していない こと。

1 基準（最高限度）

注1 変種は、審査対象品種のうち変異を生じている個体とする。ただし、当該変異が、当該農作物の生産上、特に支障のないものであり、当該品種に通常発生し、かつ、他の品種と同程度に発生するものであつて、当該品種に由来することを当該品種の育成者又は育成機関が明らかにしているものを除く。

異種類は、異なる種類の農作物とする。

注2 雑草は、審査対象品種の収穫時において穀類に混入しないものとする。ただし、

稲についてのひえ類、ホタルイは、1平方メートル当たり2本を限度とする。

注3 種子伝染性の病虫害は、次に掲げるものとする。

稲については、馬鹿苗病及び線虫心枯病

麦類については、黒穂病、斑葉病、条斑病及び穀実線虫病

大豆については、ウイルス病、黒痘病及び紫斑病

注4 その他の病虫害及び気象被害は、各種類とも2割を最高限度とする。

2 変種、異品種及び異種類の農作物の審査

全株審査による。ただし、あらかじめその精度について十分立証された方法による抽出審査に代えることができるものとする。

3 その他の項目の審査

ほ場1単位ごとにその外側を回りながら、又は適宜ほ場に入つて周囲を注意深く見渡し農作物の外観を審査し、混入、発生又は生育の程度を判断する。ただし、混入等の著しい箇所が見出された場合でも、局所的なときは精密な審査を行い、雑草及び被害株の除去等適切な処置をとれば、種子としての使用に差し支えないと認められるものは合格とする。

第3 生産物審査

1 基準

① 稲

審査項目 種子の種類	最低限度	最高限度			
	発芽率(%)	異品種粒	異種穀粒	雑草種子	病虫害粒
原原種	90	} 含まない こと	} 含まない こと	注5	注6
原種	90				
一般種子	90				

②麦類及び大豆

審査項目 種子の種類	最低限度	最高限度			
	発芽率(%)	異品種粒	異種穀粒	雑草種子	病虫害粒
原原種	80	含ま ないこと	含ま ないこと	注5	注6
原種	80				
一般種子	80				

注1 百分率は、発芽率を除き、全量に対する重量比をいう。

注2 発芽率は、審査対象品種の純種子粒に対する正常発芽粒の粒数割合とする。

ただし、純種子粒は、成熟粒、未熟粒及び被害粒（種子の内容が線虫の虫えい又は菌体によつて置き換わっているもの、稲及び麦類の場合粒の原形の2分の1以下のもの並びに大豆の場合粒の原形の2分の1以下のもの及び子葉が1枚以下のもの並びに種皮が完全に離脱したものを除く。）をいう。

また、正常発芽粒は、稲及び麦類の場合十分かつ健全に発達した種子根、茎及び第1葉（鞘葉から2分の1以上抽出したものに限る。）を有し、かつ、種子に著しい衰弱がない芽生を生じた純種子粒をいい、大豆の場合十分かつ健全に発達した一次根、茎（展開した2枚の子葉を有していたものに限る。）、2枚の初生葉及び頂芽を有する芽生を生じた純種子粒をいう。

注3 異品種粒は、審査対象品種（同質遺伝子品種の原種を混合して一般種子を生産する場合には、混合したすべての品種。）の純種子粒を除いた当該主要農作物の種類（稲の場合、水陸稲別及びもち・うるち別の種類に区分した場合の当該稲の種類をいう。（注4）において同じ。）の純種子粒をいう。

注4 異種穀粒は、当該主要農作物の種類を除いた他の農作物の純種子粒をいう。

注5 雑草種子の混入割合は、稲、麦類では0.2パーセント、大豆では0.0パーセントを最高限度とする。

注6 病虫害粒の混入割合は、稲、麦類では0.5パーセント、大豆では10パーセントを最高限度とする。ただし、種子伝染性の病虫害粒は含んではならないものとする。

2 方法

① 審査試料の抽出方法

荷口の作成方法、審査場所の状況等を勘案して、次のいずれかの方法を採用する。

(1) 毎個調査

1包装ごとに抜き取り審査する。

(2) 抽出審査

審査場所の状況を勘案して、次の移動法又は静置法により審査する。

【1】 移動法

ア 連続して作成される審査対象個袋を原則として百個以上について毎個審査を行い、不良個袋（審査の基準に適合しないものをいう。以下同じ。）率を決定し、不良個袋率が5.05パーセント以下の場合に限り抽出審査を行う。

イ 抽出審査に移行する場合は、まず合格個袋（審査の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が連続して次の数に至るまで毎個審査を行う。もし当該数に至る前に不良個袋が見い出されれば、新たに次の個袋から数え始め、毎個審査を続ける。

(ア) 不良個数を合格個袋と取り換える場合は43個

(イ) 不良個数を取り除く場合は44個

ウ 合格個袋が同号(2)【1】イ(ア)(イ)の数に至った場合には、次の個袋から10個毎に区切り、この各抽出区切りから無作為に1個を抽出して審査し、当該個袋が合格する限りこの抽出審査を続ける。

エ 抽出審査で不良個袋が見い出されれば、次の区切りから毎個審査に戻るものとする。

## 【2】 静置法

ア 均質な荷口を構成する個袋群から、次の表において荷口中の個袋数ごとに掲げた抽出個数を無作為に抽出し、審査する。

荷口中の個袋数 (単位 個)	抽出個袋数 (単位 個)	不良個袋数 (単位 個)
50以下	17	0
51～ 100	33	1
101～ 200	60	3
201～ 300	83	5
301～ 400	100	6
401～ 500	110	7
501～ 600	125	8
601～ 800	140	9
801～1,000	150	10

イ 審査の結果、不良個数袋が同号(2)【2】アの表に掲げる数を超えないときは、当該荷口を合格とする。また、超えるときは、毎個審査に切り換えるものとする。

ウ 不良個袋は、取り除くものとする。

## (3) ばら審査

【1】 施設において連続的に処理され、自動試料採取装置を設置している場合における審査の試料は、経時的、経量的に受検ロットの重量の1,000分の1以上を採取する。

【2】 同号(3)【1】以外の場合であつて、大型の出荷容器を用いるときにおける

審査の試料は、穀刺又は採取器で受検ロットの5箇所以上から試料採取の位置が偏在しないように採取する。

【3】 同号(3)【1】又は【2】の方法により採取した試料は、均一であることを確認した後、試料均分器又は4分法により縮分して審査対象試料を作成する。

## ② 発芽率の測定方法

### (1) 発芽率の測定試料の採取

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに一区画100粒、4反覆分計400粒を用意する。

## (2) 測定条件

主要農作物 の 種 類	発芽床の条件	温度	測 定 日		休 眠 打 破 法  その他の留意事項
			第 1 回目	最終	
稲	ろ紙の上、間 又は砂の中	25℃	5	14	予熱 (50℃、7日以内) 水又は1規定硝酸に浸漬(24時間)
大 麦	ろ紙の間又は 砂の中	20℃	4	7	予熱(30～35℃ 7日以内) 予冷(5～10℃ 7日以内) 又は0.05%ジベレリン(GA)溶 液に浸漬
はだか麦	同	同	同	同	同
小 麦	ろ紙の上又は 砂の中	同	同	8	同
大 豆	ろ紙の間又は 砂の中	25℃	5	同	

注1 温度は、上下1℃の範囲に留めなければならない。

注2 発芽は、照光条件で行うことが望ましい。

注3 測定日には、休眠打破を行った期間は含まない。第1回目の測定日は、3日までの幅を持つてもよい。発芽率の測定は、最終の測定日を過ぎて行つてはならない。

## (3) 測定結果の計算と誤差の取扱い

【1】 発芽率の測定結果は、4測定区の平均を百分率で整数(端数は4捨5入)として計算する。

【2】 発芽率の測定結果は、測定区の最高値と最低値の差が次の表の4測定区

間誤差の範囲内であれば、そのまま用い、これを超える場合には、最高値区と残りの3測定区の差が次の表の3測定区間誤差の範囲内であれば、最低値区を除いた上位3測定区の平均値を用いるものとするが、差が誤差範囲を超える場合には、再測定を行うものとする。

平均発芽率(%)	測定区間誤差の最高限度	
	4測定区間	3測定区間
99	5	1
98	6	5
97	7	6
96	8	7
95	9	8
94～93	10	9
92～91	11	10
90～89	12	11
88～87	13	12
86～84	14	13
83～81	15	14
80～78	16	15
77	17	15
76～73	17	16
72～71	18	16
70～67	18	17
66～64	19	17
63～56	19	18

③ 異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の測定方法

(1) 測定試料の採取及び分離

測定試料は、一測定単位につき稲 50 グラム、麦類 100 グラム及び大豆 500 グラムを採取し、純種子粒、異品種粒、異種穀粒、雑草種子、病虫害粒及びその他の内容物に分離する。

(2) 測定及び測定結果の処理

重量を小数点第一位までのグラム単位で秤量する。

## 岐阜県主要農作物種子審査規則

(総則)

第1条 主要農作物種子法（昭和27年法律第131号。以下「法」という。）の規定による指定種子生産ほ場、指定原種ほ及び指定原原種ほ並びに生産物の審査は、この規則の定めるところによる。

一部改正〔昭和62年規則44号〕

(ほ場等指定書)

第2条 知事は、法第3条第1項又は第7条第2項の指定をしたときは、別記様式第1号による指定書を交付する。

一部改正〔昭和62年規則44号・平成10年77号〕

(審査員)

第3条 審査事務に従事させるため、種子審査員を置き、当該職員のうちから知事が任命する。

2 前項の種子審査員の事務を補助させるため、種子審査補助員を置くことができ、審査の事務を補助するために必要な知識及び技術を有し、かつ、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に熱意を有している者のうちから知事が委嘱する。

一部改正〔昭和30年規則45号・62年44号・平成21年9号〕

(身分を示す証票)

第4条 法第4条第6項（法第7条第3項において準用される場合を含む。）の規定による当該職員の身分を示す証票は、別記様式第2号による。

一部改正〔昭和62年規則4号・平成10年77号・21年9号〕

(審査の請求手続)

第5条 審査を受けようとする指定種子、原種及び原原種生産者（以下「種子審査請求者」という。）は、所定の期日までに、その住所地又は最寄りの地に駐在する農業改良普及員を通じて審査を受けたい旨申し出なければならない。

2 種子審査請求者は、前項の規定により審査の請求をしたときは、速やかに各ほ場ごとに、別記様式第3号による標札を掲げなければならない。

一部改正〔昭和29年規則32号・62年44号〕

(審査の方法)

第6条 ほ場審査は、稲、麦類については出穂期及び糊熟期に、大豆については開花期及び成熟期に、それぞれ異種類、異品種、変種及び雑草の混入程度、り病程度並びに風水害、虫害等による被害程度について全株審査又は抽出審査の方法により行うものとする。

一部改正〔昭和62年規則44号〕

第7条 生産物審査は、種子審査請求者の希望する時期及び場所において、発芽率、異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の混入程度について一包装審査又は抽出審査及びばら審査の方法により行うものとする。

一部改正〔昭和62年規則44号〕

(細則)

第8条 この規則に定めるものの外、審査に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年六月一日から適用する。

2 主要農作物種子生産ほ場審査規則（昭和二十七年九月岐阜県規則第三十七号、以下「旧規則」という。）は、廃止する。

3 旧規則第三条の規定によるほ場審査員又はほ場審査補助員は、この規則第三条の規定による種子審査員又は種子審査補助員とみなす。

4 旧規則の規定によつてした手続その他の行為はこの規則中の相当規定によつてした手続その他の行為とみなす。

附 則（昭和二十九年七月九日規則第三十二号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十九年五月一日から適用する。

付 則（昭和三十年八月十九日規則第四十五号）





様式第2号（第4条関係）

（表）

第 号	氏 名
主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）第4条（第7条第3項において準用される場合を含む。）の規定による審査を行う種子審査員（補助員）の証	
平成 年 月 日	
岐阜県知事 氏 名	印

（裏）

主要農作物種子法抜すい
第4条
3 ほ場審査及び生産物審査（以下本条において「審査」という。）は指定種子生産者の請求によつて行う。
4 都道府県は、指定種子生産者から前項の請求があつたときは、当該職員に審査をさせなければならない。
7 第4条の規定により、審査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

全部改正【昭和35年規則96号】、一部改正【昭和62年規則44号・平成10年77号・21年9号】

様式第3号（第5条関係）

15cm 以上	25cm 以上	
	岐阜県指定	原原種ほ 原種ほ 種子生産ほ場
	指定番号	第 号
	所在地	市町村 字 番地
	面積	アール
	種類	
	品 種	
	種子生産者又は種子生産委託者	
		住 所
		氏名又は名称
		1.2m 以上

注1 標札は、堅牢なものとするとともに、耐水性インクを用いて記載すること。

2 種子生産者は指定に係るほ場を経営する者を、種子生産委託者は種子生産者に種子の生産を委託した者をいう。

全部改正【昭和62年規則44号】

平成 年度 (作物名) ほ場審査結果報告書

岐阜県知事 殿 岐阜県 市(郡)

平成 年 月 日

地区種子審査(補助)員 ㊤

審査時期 ( )

指定 種子 生産 者名	品種名	植 付 (播種) 面積	合格面 積	不合格 面積	不合格理由内訳 (面積比率%)				
					変種、 異品種 及び異 種類の 農作物	雑草	種子伝 染性の 病虫害	その他 の病虫 害及び 気象被 害	農 作 物 の 生 育 状 況
		(アール)	(アール)	(アール)					

備考 この報告各期の審査終了後延滞なく報告すること

平成 年度 (作物名) 生産物審査結果報告書

岐阜県知事 殿

平成 年 月 日

岐阜県 市(郡) 地区種子審査(補助)員 ㊤

指定 種子 生産 者名	品種名	審査 数量	合格 数量	不合格 数量	不合格理由別数量					証明書		摘要
					発 芽 率	異 品 種 粒	異 種 穀 粒	雑 草 種 子	病 虫 害 粒	交 付 見 込 枚 数	交 付 時 期	
		(kg)	(kg)	(kg)	%							

備考 この報告各期の審査終了後延滞なく報告すること

## 種子検査規格

(農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)抜粋)

### 【水稻】

#### 1) 品位

##### (1) 水稻うるちもみ、水稻もちもみ

項目 等級	最低限度		最高限度				
	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒、着色粒、異品種穀粒及び異物			
				計 (%)	着色粒 (%)	異品種粒 (%)	異物 (%)
合格	70	標準品	14.5	6	0.2	0.3	0.2

規格外一合格の品位に適合しないもみであって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの

##### (2) 種子水稻うるちもみ、種子水稻もちもみ

項目 等級	最低限度			最高限度			色
	発芽率 (%)	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒 (%)	異物 (%)	
合格	90	90	標準品	14.5	0.5	0.2	品種固有の色

#### 附

- 水分の最高限度は、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとする。
- 水稻もちもみのうち合格のものには、その種類以外のもみが2%を超えて混入してはならない。

#### 3. 種子もみにおける異品種穀粒及び異品種粒の混入限度

イ.異なる品種を交配した一代雑種の種子もみにあつては、異種穀粒が混入してはならず、かつ、異品種が2%を超えて混入してはならない。

ロ.主要農作物種子法(昭和27年法律第131号)第7条第2項の規定による指定原種ほにおいて生産された雄性不稔系統の種子もみにあつては、異種穀粒が混入してはならず、かつ、異品種粒が1%を超えて混入してはならない。

ハ.イ及びロに掲げる種子もみ以外の種子もみにあつては、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。

4. 種子もみの規格は、主要農作物種子法第3条第1項の規定による指定種子生産ほ場、3のロの指定原種ほ又は同法第7条第2項の規定による指定原種ほにおいて生産されたものについて適用する。

5. 種子もみとして検査の請求をしたもみで種子もみの等級に格付けされなかったもみについては、水稻うるちもみ、水稻もちもみとしてそれぞれの規格を適用する。

6. 包装には、農林水産省総合食料局長(以下「総合食料局長」という)が別に定めることにより、あらかじめ農産物検査員(農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第2項第1号に規定するものをいう。)が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋、紙袋、又はポリエチレンフィルム袋を使用しなければならない。

#### 定義

- 百分率一全量に対する重量比をいう。ただし、発芽率の場合を除く。
- 整粒 一被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。
- 形質 一充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形及び光沢をいう。
- 水分 一常圧加熱乾燥法のうち、105度乾燥法によるものをいう。
- 被害粒一損傷を受けた粒(発芽粒、病害粒、くされ粒、虫害粒、傷もみ、

砕粒等)をいう。ただし、普通もみにあつては、損傷が軽微で玄米の品質及びもみすり歩合に影響を及ぼさない程度のもを除く。

6. 着色粒—粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、とう精によって除かれ、又は精米の品質及び精米歩合に著しい影響を及ぼさない程度のもを除く。
7. 未熟粒—成熟していない粒をいう。
8. 異種穀粒—その種類のもみ（普通もちもみにあつては、もみ）を除いた他の穀粒をいう。
9. 異物 —穀粒を除いた他のものをいう。
10. 発芽率—摂氏25度で14日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した整粒等に対する粒数歩合をいう。
11. 整粒等—整粒、未熟粒及び被害粒（原形2分の1以下の砕粒を除く。）をいう。

## 種子検査規格

(農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)抜粋)

## 【小麦】

## 1) 品位

## (1) 種子小麦

種類	項目 等級	最低限度					最高限度				色
		容積重 (g)	整粒 (%)	硝子率 (%)	発芽率 (%)	形質	水分(%)	被害粒 (%)	異物		
									麦角粒(%)	麦角粒を除いたもの(%)	
普通小麦	合格	740	90	—	80	標準品	12.5	0.5	0.0	0.2	品種固有の色

附

1. 種子小麦の規格は、主要農作物種子法第3条第1項の規定による指定種子生産ほ場又は同法第7条第2項の規定による指定原種ほ若しくは指定原原種ほにおいて生産されたものについて適用する。
2. 小麦には、異物として土砂（これに類するものとして総合食糧局長が定めるものを含む。）が混入してはならない。
3. 種子小麦には、異臭はあってはならない。
4. 種子小麦には、異品種粒、異種穀粒又はなまぐさ黒穂病粒が混入してはならない。
5. 包装には、総合食料局長が別に定めることにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

1. 百分率—全量に対する重量比をいう。ただし、なまぐさ黒穂病粒率、硝子率及び、発芽率の場合を除く。
2. 容積重—ブラウエル穀粒計で測定した1ℓの重量をいう。
3. 整粒—2mmの縦目ふるいをもって分け、そのふるいの上に残る健全粒をいう。
4. 形質—皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢等をいう。
5. 水分—もみの定義の水分に同じ。
6. 被害粒—損傷えお受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、砕粒、熱損粒及び種子小麦についての芽くされ粒、胴割れ粒等）をいう。
7. 発芽粒—発根又は発芽している粒及び発根又は発芽の痕跡がある粒をいう。
8. 赤かび粒—赤かび病菌等に侵されて赤色を帯びた粒をいう。
9. 黒かび粒—かび又は菌等に侵されて黒色を帯びた粒をいう。

10. 異品種粒—その品種以外の小麦の粒をいう。
11. 異種穀粒—小麦を除いた他の穀粒をいう。
12. 異物 —もみの定義の異物に同じ。
13. 麦角粒 —麦角菌糸のかたまり及び麦角菌に侵された穀粒をいう。
14. なまぐさ黒穂病粒率—なまぐさ黒穂病菌に侵された粒の供試した粒に対する粒数歩合をいう。
15. 硝子率 —整粒中の硝子質粒の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。
16. 発芽率 —摂氏20度で8日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した健全粒等に対する粒数歩合をいう。
17. 健全粒等—健全粒、成熟していない粒及び被害粒（原形の2分の1以下の碎粒を除く。）をいう。

## 種子検査規格

(農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)抜粋)

## 【大豆】

## 1) 品位

項目 等級	最低限度		最高限度		
	発芽率(%)	形質	水分(%)	被害粒及び未熟粒(%)	異物(%)
合格	80	合格標準品	15	10	0

附

- 種子大豆の規格は、主要農作物種子法第3条第1項の規定による指定種子生産ほ場又は同法第7条第2項の規定による指定原種ほ若しくは指定原原種ほにおいて生産されたものについて適用する。
- 種子大豆には、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
- 包装には、総合食料局長が定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用してはならない。

定義

- 百分率—もみの定義の百分率に同じ。
- 形質—充実度、粒形、色沢、粒そろい等をいう。
- 水分—もみの定義の水分に同じ。
- 被害粒—損傷を受けた粒(病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒、皮切れ粒、はく皮粒等)をいう。
- 未熟粒—もみの定義の未熟粒に同じ。
- 著しい被害粒等—被害粒のうち著しい損傷を受けたもの及び未熟粒のうち

著しく充実度が劣るものとして総合食糧局長が定めるものをいう。

- 異品種粒—その品種以外の大豆の粒をいう。
- 異種穀粒—大豆を除いた他の穀粒をいう。
- 異物—穀粒を除いた他のもの及び死豆(充実していない粉状質の粒)をいう。
- 発芽粒—摂氏25度で8日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した整粒等に対する粒数歩合をいう。
- 整粒等—整粒(被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。)、未熟粒及び被害粒(原形の2分の1以下の破碎粒、子葉が1枚の破碎粒及び種皮が完全に離脱したはく皮粒を除く。)をいう。



